

閲 覧 用

※ 個人情報に係る部分は秘匿しています。

平成 2 8 年 第 4 回 定 例 市 議 会 提 出 議 案

(予 算 案 を 除 く 。)

藤 井 寺 市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(議 案)		
6 1	市税条例等の一部改正について	1
6 2	職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類 及び基準に関する条例の一部改正について	7
6 3	藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運 動の公営に関する条例及び藤井寺市長の選挙における選 挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正 について	1 1
6 4	藤井寺市農業委員会の委員の定数を定める条例の制定に ついて	1 3
6 5	損害賠償の額の決定及び和解について	1 5
6 6	藤井寺市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意 を求めることについて	1 6

このほかの提出議案

議案番号

- 6 7 平成 2 8 年度藤井寺市一般会計補正予算（第 4 号）について
- 6 8 平成 2 8 年度藤井寺市駐車場特別会計補正予算（第 2 号）について
- 6 9 平成 2 8 年度藤井寺市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につ
いて
- 7 0 平成 2 8 年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 7 1 平成 2 8 年度藤井寺市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）に
ついて

議案第 6 1 号

市税条例等の一部改正について

市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

所得税法等の一部を改正する法律（平成 2 8 年法律第 1 5 号）が公布され、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 4 4 号）の一部が改正されたことに伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例を新設するほか、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

市税条例等の一部を改正する条例

(市税条例の一部改正)

第1条 市税条例(昭和56年藤井寺市条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第14条の4第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第14条の4第1項」を「附則第14条の4の2第1項」に改め、同項第2号中「、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項」を「並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項」に、「附則第14条の4第1項」を「附則第14条の4の2第1項」に改め、同項第3号中「附則第14条の4第1項」を「附則第14条の4の2第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第14条の4第1項」を「附則第14条の4の2第1項」に改め、同条第3項中「第18条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第14条の4第3項」を「附則第14条の4の2第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項」を「並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項」に、「附則第14条の4第3項」を「附則第14条の4の2第3項後段」に改め、「、第24条の2第1項中「第18条第4項」とあるのは「附則第14条の4第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第14条の4第3項」を「附則第14条の4の2第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第14条の4第3項」を「附則第14条の4の2第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第14条の4第3項」を「附則第14条の4の2第3項前段」に改め、同条を附則第14条の4の2とし、附則第14条の3の次に次の1条を加える。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条の4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定す

る特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第18条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第25条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規

定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

- (4) 附則第3条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第18条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第27条第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時まで提出された第28条第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。
- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
 - (1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
 - (2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第

24条、第24条の2第1項並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第25条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第3条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

（市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 市税条例等の一部を改正する条例（平成28年藤井寺市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「前条第1号に掲げる規定」を「この条例」に改め、同条第3項中「前条第2号」を「前条第1号」に改め、同条第4項中「前条第1号に掲げる規定」を「この条例」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の市税条例附則第14条の4の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定

する特例適用配当等、同法第 12 条第 6 項に規定する特例適用配当等若しくは同法第 16 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

議案第 6 2 号

職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 2 8 年法律第 1 7 号）が公布され、6 5 歳以降新たに雇用された者についても雇用保険を適用し、離職して求職活動する場合には高年齢求職者給付金を支給すること、求職活動支援費を新たに設けること等の改正が行われたことに伴い、本市条例においても同様の規定の整備を行うものである。

藤井寺市条例第 号

職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第10条第5項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第11項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第10条第15項中「規定は、」の次に「第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。)及び」を加え、「これら」を「第7項又は第8項」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年藤井寺市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第15条第5項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第7項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 退職職員(退職した職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。)であつて、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事

務を雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第５条第１項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第１７号）第２条の規定による改正前の雇用保険法第６条第１号に掲げる者に該当するものにつき、第１条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第１０条第５項又は第６項の勤続期間を計算する場合における職員の退職手当に関する条例第７条の規定の適用については、同条第１項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第１７号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第２項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零））」とする。

- 3 新条例第１０条第１１項（第６号に係る部分に限り、同条第１５項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、第１条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下この項及び第５項において「旧条例」という。）第１０条第１１項第６号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前１年以内に旧条例第１０条第５項又は第６項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であつて施行日以後に新条例第１０条第５項から第８項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 新条例第１０条第１５項において準用する同条第１１項（第４号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する職員の退職手当に関する条例第１０条第１１項第４号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧条例第１０条第５項又は第６項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に新条例第１０条第５項から第８項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）

に対する職員の退職手当に関する条例第10条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議案第 6 3 号

藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例及び藤井寺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について

藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例及び藤井寺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（平成 2 8 年政令第 1 9 4 号）により、国会議員の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、本市でも同様の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例及び藤井寺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

(藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正)

第1条 藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例(平成6年藤井寺市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15, 300円」を「15, 800円」に改め、同号イ中「7, 350円」を「7, 560円」に改める。

第8条中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301, 875円」を「310, 500円」に改める。

(藤井寺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正)

第2条 藤井寺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例(平成19年藤井寺市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例及び藤井寺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 6 4 号

藤井寺市農業委員会の委員の定数を定める条例の制定について
藤井寺市農業委員会の委員の定数を定める条例を次のように定める。

平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）の一部改正に伴い、新たに藤井寺市農業委員会の委員の定数を定める条例を制定するとともに、現行の藤井寺市農業委員会の選挙による委員の定数を定める条例（昭和 3 5 年藤井寺市条例第 6 号）を廃止するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市農業委員会の委員の定数を定める条例

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項の規定に基づき、藤井寺市農業委員会の委員の定数を18人と定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日に在任する藤井寺市農業委員会の委員の任期満了の日（藤井寺市農業委員会の選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（藤井寺市農業委員会の選挙による委員の定数を定める条例の廃止）

- 3 藤井寺市農業委員会の選挙による委員の定数を定める条例（昭和35年藤井寺市条例第6号）は、廃止する。

議案第 6 5 号

損害賠償の額の決定及び和解について

市道の管理瑕疵により発生した事故に関し、次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日提出

藤井寺市長 國下 和男

1 和解の相手方及び損害賠償の額

相手方

損害賠償の額 3, 2 0 0, 0 0 0 円

2 事故の概要

平成 2 6 年 3 月 2 0 日午後 8 時 1 0 分頃、藤井寺市小山新町 1 番 2 7 号付近の車道（市道北條藤井寺線）において、相手方が原動機付自転車にて西から東へ走行中、道路の舗装がはがれ陥没していた箇所で転倒し、負傷したことによるものである。

議案第 66 号

藤井寺市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を藤井寺市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 28 年 11 月 30 日提出

藤井寺市長 國下 和男

岡 本 公 一

提案理由

平成 28 年 12 月 31 日任期満了によるものである。

住所

岡 本 公 一
生

略 歴

[Redacted text block containing multiple lines of information]

[Redacted text block]

[Redacted text block containing multiple lines of information]

同 26年 1月 藤井寺市固定資産評価審査委員会委員（現在に至る）

[Redacted text block]